

最高人民法院による
集積回路配置図設計に関連する案件の
審判業務の展開に関する通達

2001年11月16日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による集積回路配置図設計に関連する案件の審判業務の展開に関する通達

(2001年10月30日最高人民法院裁判委員会第1197回会議において可決)

2001年11月16日最高人民法院公布)

法発〔2001〕24号

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院：

国務院「集積回路配置図設計保護条例」が2001年10月1日に施行された。集積回路配置図設計専用権への司法保護の実施は、人民法院の一種の新たな審判任務である。この種の審判業務を守備良く行うことは、集積回路配置図設計権利者の合法的權益を保護し、集積回路技術の創造を奨励し、科学技術の発展を促進するのに重要な意義がある。

人民法院が法により集積回路配置図設計（以下配置図設計という）に及ぶ案件を受理し公正に審判するのを確保するため、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」及び「集積回路配置図設計保護条例」の関連規定に基づき、ここに配置図設計に及ぶ案件の審判業務の関連問題について以下の通り通知する。

一、案件受理の範囲に関して

人民法院は「中華人民共和國民事訴訟法」第百八条、「中華人民共和國行政訴訟法」第四十一条に規定される提訴の条件に合致する、以下に掲げる配置図設計に及ぶ案件を受理する。

- (一) 配置図設計専有権の権利帰属紛争案件。
- (二) 配置図設計専有権の譲渡契約の紛争案件。
- (三) 配置図設計専有権の侵害紛争案件。
- (四) 訴訟前の権利侵害の停止、財産保全の申立て案件。
- (五) 国務院知的財産権行政部門の配置図設計登記申請を棄却する再審査の決定を不服とする案件。
- (六) 国務院知的財産権行政部門の配置図設計登記申請を取り消す決定を不服とする案件。
- (七) 国務院知的財産権行政部門の配置図設計の非自主的な使用許諾を行う決定を不服とする案件。
- (八) 国務院知的財産権行政部門の配置図設計の非自主的な使用許諾の報酬にかかる決定を不服とする案件。
- (九) 国務院知的財産権行政部門の配置図設計設計専有権の侵害に対する処理決定を不服とする案件。
- (十) 国務院知的財産権行政部門の行政再議決定を不服とする案件。
- (十一) その他配置図設計に及ぶ案件。

二、案件の管轄に関して

本通達第一条第(五)から(十)類の案件は、北京市第一中級人民法院が第一審人民法院となり審理を行う。その他の各種案件は、各省、自治区、直轄市の人民政府所在地、経済特区所在地及び大連、青島、温州、仏山、煙台市の中級人民法院が第一審人民法院とな

り審理する。

三、訴訟前に関連行為の停止命令の採用を申し立てる措置の適用に関して

人民法院に訴訟前に配置図設計専有権の侵害行為の停止命令措置の採用を申し立てるものは、「最高人民法院訴訟前の専有権侵害行為停止の法律適用に関する若干規定」に基づき執行する。

四、訴訟の中止に関して

人民法院の受理する配置図設計専有権侵害紛争案件において、被告が原告の配置図設計専有権が十分な安定性を有さないことを理由に訴訟中止を要求した場合、人民法院は一般に訴訟を中止しない。

各高、中級人民法院は関連する審判人員の集積回路配置図設計条例の真剣な学習、研究を組織し、関連する法学理論及び専門知識に熟知し、これを掌握し、努力して審判人員の業務資質及び司法レベルを向上させる。積極的に配置図設計に及ぶ案件の調査研究作業を展開し、すみやかに審判の経験をまとめなければならない。配置図設計に及ぶ案件の終審裁決にかかる法的文書は、すみやかに最高人民法院に提出しなければならない。